

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 (")	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	1
○高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の代表者の氏名の変更の届出 (")	1
◎告示 (高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定)の一部改正 (")	1
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	1
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	1
監査公表	
○定期監査の執行結果 (管財課ほか)	2
入札公告	
○一般競争入札 (旋盤の売払い) の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	5

告 示

高知県告示第588号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成22年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間
平成22年11月19日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域
高知市

高知県告示第589号

国土交通省国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（補助基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年11月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
高知市

高知県告示第590号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 青木 章泰
(変更後) 高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 野村 直史

- 2 変更年月日
平成22年6月29日

高知県告示第591号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第16条の規定により証紙交付機関の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第14条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙交付機関の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 青木 章泰
(変更後) 高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 野村 直史
- 2 証紙交付場所の所在地及び名称
高知市丸ノ内一丁目2-20
株式会社四国銀行県庁支店

- 3 変更年月日
平成22年6月29日

高知県告示第592号

平成18年3月高知県告示第214号の2（高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中「青木 章泰」を「野村 直史」に改める。

公 告

平成22年10月8日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成22年10月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
(1) 増員要求について
(2) 諸手当要求について
(3) その他の要求について
- 2 日時
平成22年10月19日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所
厚生年金高知リハビリテーション病院施設的全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
3の場所の全体又は部分的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（四万十窪川地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年10月26日から同年11月25日まで
- 3 縦覧場所

四万十町役場
4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

監 査 公 表

監査公表第9号

平成22年10月26日

高知県監査委員 森田 英二
同 式地 寛肇
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見

平成22年度の本庁104機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度の指摘事項は、おおむね是正されており、その努力は認められる。しかしながら、一部では依然として同様な不適正な事例が引き続き見られるなど、特別指摘事項3件、指摘事項14件及び注意事項98件の不適正な執行があった。

その内容は、(1)から(4)までのとおりであるが、とりわけ、契約事務において予定価格調書に重大な瑕疵があったものや契約を締結しないまま業務完了に至ったものなどが見られたことは、極めて遺憾である。また、補助金の交付事務においては、基本的な誤りなどが多数認められた。

今後は、職員の財務会計に関する事務処理能力を一層高めることや管理職員等によるチェックを更に徹底させることなど、より積極的な取組を行い、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、会計事務の執行において、検討事項として25件を指摘したところである。その内容は、補助金の適正な執行のため要綱を改正することや契約内容を適正に履行することができるよう契約書等を見直すことなどであり、速やかな対応を求める。

(1) 収入及び支出に係る事務について

貸付面積の算定を誤り、貸付料が過少となっていたもの、支払漏れにより翌年度に支出していたもの、支払遅延により督促手数料を支払っていたものなどが見られた。

今後は、こうした不適正な事務処理が繰り返されることのないよう再発防止を強く求める。

(2) 契約に係る事務について

施工箇所を変更したにもかかわらず、変更契約を締結していないもの、予定価格調書に重大な瑕疵があったにもかかわらず、入札を続行し、結果として予定価格よりも高い金額で契約したものの、契約を締結しないまま業務完了に至ったもの、事務処理が遅延したため契約締結日を遡っていたもの、仕様書に定められた成果物の提出を受けないまま検査をし、合格としていたものなどが見られた。

今後は、事業の執行に当たっては、契約手続や契約内容を十分に把握し、計画的な事務処理に努めるとともに、管理職員等は、事業の進行管理に留意し、適正な執行がなされるよう強く求める。

(3) 補助金等に係る事務について

事業完了後に交付決定を行っていたもの、事務処理が遅延したため交付決定を行っていたものなどが見られた。

今後は、担当職員だけでなく管理職員等も適切な進行管理に努めることにより、補助金が確実にその目的を果たし執行されるよう強く求める。

(4) 財産管理に係る事務について

行政財産の目的外使用許可について、許可申請書が提出されたにもかかわらず、長期間その事務処理を怠っていたものがあつた。

今後は、こうした不適正な事務処理が繰り返されることのないよう再発防止を強く求める。

2 特別指摘とする機関及び事項

管財課 (監査日：平成22年8月24日)

(1) 事実認定

平成21年度本庁舎照明器具改修工事（電第21-34号）は、4階から6階までの照明器具を省エネ型に置き換える工事である。当初計画を見直し、照明器具の配置の変更を行い、加えて当初の実施設計書になかった地下の改修工事を行っているが、設計金額の変更はないとして正式な変更設計書を作成せず、また、変更契約も締結していなかった。

(2) 特別指摘事項

上のことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条及び当該工事の契約書第19条等の規定に反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう厳正な事務処理を強く求める。

森づくり推進課 (監査日：平成22年8月17日)

(1) 事実認定

平成21年度基幹作業道県行造林立川線設計等委託業務の指名競争入札において、予定価格調書の入札書比較価格に重大な瑕疵があつた。本来なら入札事務の手引にあるとおり、予定価格調書に重大な瑕疵があつたとして入札を中止すべきであつたにもかかわらず、気付かないまま入札を続行してい

た。
また、その結果、予定価格を98,500円上回った契約となっていた。

(2) 特別指摘事項

上のことは、法第234条第3項の規定に反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう厳正な事務処理を強く求める。

生涯学習課 (監査日：平成22年8月10日)

(1) 事実認定

平成21年度「全国読書フェスティバル in 香南／文化芸術懇談会」委託業務契約（平成21年11月5日から平成22年2月26日まで）において、プロポーザルにより契約の相手方を選定した後、契約手続を含め一連の会計事務処理を行わないまま業務を行わせ、業務完了後の平成22年3月25日に支出負担行為の決議を行い、同月26日付けで契約の締結を行っていた。

(2) 特別指摘事項

上のことは、会計事務に関する基本的な認識が欠如し、また、管理監督の立場にある管理職等による事務管理やチェックがないまま行われたものであり、法、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）等の定め反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう厳正な事務処理を強く求める。

3 指摘とする機関及び事項

健康長寿政策課 (監査日：平成22年8月6日)

(1) 事実認定

安芸総合庁舎地質調査委託契約において、平成21年12月9日に入札を行い、落札業者を決定している。即日業務に着手する必要があり、同日付けで契約すべきところ、事務処理の遅延により、平成22年1月20日付けで支出負担行為の決議を行い、契約書中に契約の効力を平成21年12月9日に遡及するとの文言を入れて契約を締結していた。

(2) 指摘事項

上のことは、契約その他の行為をしようとするときは、法第232条の3及び高知県会計規則第43条の規定により、支出負担行為決議書による決議をしなければならないとされていることに反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

医療薬務課 (監査日：平成22年8月10日)

(1) 事実認定

花粉情報提供業務委託は、委託期間が平成22年1月4日か

ら同年5月28日までの2箇年度にわたる事業であり、同年3月31日までの前期の完了報告書には、仕様書に定める花粉の飛散状況に係る報告書を添付する必要があったが、未提出のまま検査で合格としていた。

なお、後期の完了報告書は、前期も合わせたものとなっていた。

(2) 指摘事項

上のことは、検査は、契約書その他の関係書類に基づき行わなければならないとする高知県契約規則第52条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

健康対策課 (監査日：平成22年8月10日)

(1) 事実認定

平成20年度に実施した予防接種後健康状況調査における報償費について、支払済みと錯誤していたため、支払漏れに気付かず、翌年度の平成21年7月10日に支払をしていた。

(2) 指摘事項

上のことは、法第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

障害保健福祉課 (監査日：平成22年8月11日)

(1) 事実認定

平成22年度高知県障害者自立支援対策事業費補助金について、事務処理が遅延し、交付決定が平成22年6月8日になったことから、交付決定前の事業を対象とするため、補助対象期間を遡り、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとされていた。

また、交付決定に当たって、支出負担行為の会計管理局への事前合議も行っていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第6条及び高知県補助金等交付規則の運用について（昭和44年4月22日付け副知事通知）第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

少子対策課 (監査日：平成22年8月11日)

(1) 事実認定

平成21年度高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金において、平成21年10月29日付け及び同月30日付けで補助事業の中止を承認した通知書を送付しながら、当該補助金の支出負担行為の減額が遅延し、平成22年2月となったものが2

件認められた。

(2) 指摘事項

上のことは、補助金について指令をしようとする時には、支出負担行為決議書による決議をしなければならないとする高知県会計規則第43条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

地産地消・外商課 (監査日：平成22年7月27日)

(1) 事実認定

ア 平成22年1月に締結したアンテナショップの賃貸借契約に係る不動産仲介手数料について、当該不動産仲介業者と県との間で契約書を作成しないまま仲介手数料を支払っていた。

イ 平成21年度農産物直販所情報通信技術活用支援委託業務において、閲覧に供した設計書の使用機器についての記載が適切でないまま入札を行ったため、受託者との間で機器の数量について齟齬が生じ、契約後に購入台数を変更し、増額の変更契約を行っていた。

(2) 指摘事項

ア (1)のアは、法第232条の4第2項及び高知県契約規則第36条の規定に反する不適正な事務処理である。

イ (1)のイは、入札・契約事務の信頼性を損なわせた重大な誤りであり、また、基本的なチェック機能が働いていなかった不適切な事務処理である。

今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

雇用労働政策課 (監査日：平成22年8月6日)

(1) 事実認定

毎年度契約を更新している県有財産有償貸付契約において、平成18年度に貸付額の算定基準の見直しを行った際に、貸付面積を誤って算定した金額で契約を締結したため、貸付額が過小になっていた。

なお、平成21年度については、正しい貸付面積による貸付額に貸付契約を変更している。

(2) 指摘事項

上のことは、貸付額の基礎となる貸付面積の算定を誤っていたことに起因している。収入調定に当たって納入すべき金額は、契約等に照らし、その算定を誤っていないか確認すべきとしている高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日付け出納長、総務部長通知）に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

畜産振興課 (監査日：平成22年8月18日)

(1) 事実認定

ア 平成21年度下半期BSE立入検査委託料3件について、会計管理局に提出した支払書類が不備により返却され、そのままになっていたため、平成22年4月6日に受理した請求書の支払が同年5月14日になっていた。

イ 平成21年度ふるさと雇用再生大家畜生産流通支援事業委託業務ほか2件については、いずれも事務処理の遅延により、減額変更の支出負担行為決議書の決裁が平成22年5月7日になり、同日付けで変更契約を締結し、契約の効力発生日を同年3月31日にそ週及させていた。

(2) 指摘事項

ア (1)のアは、契約書第20条において、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならないと規定されていることに反する不適正な事務処理である。

イ (1)のイは、委託料を変更しようとするときは、支出負担行為決議書によらなければならないとする高知県会計規則第43条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

環境対策課 (監査日：平成22年8月18日)

(1) 事実認定

平成22年1月22日付け及び同年3月29日付けで提出された平成22年度の環境研究センターに係る行政財産の目的外使用許可申請書について、その処理をしないまま放置し、使用料の収入調定も行っていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、行政財産を県以外の者に使用を許可することができることを定めた高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第9条、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第31条、行政財産の目的外使用許可取扱基準（平成6年9月30日付け総務部長通達）第17条及び高知県会計規則第22条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

漁業管理課 (監査日：平成22年8月20日)

(1) 事実認定

支払期限が平成21年8月31日とされている平成21年度6月分及び7月分の水道料金等（10,141円）について、課に届いた納入通知書を領収書と誤認し、共通経費の支払をしている総務事務センターに送付することなく、そのまま保管したため、翌月に債権者からの督促状を受け取るまで支払漏れに気付かず、100円の督促手数料を支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、定例的な支払であることから、適切な確認を行っていれば起こり得ないものであり、不適正な事務処理で

ある。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

公園下水道課 (監査日：平成22年8月12日)

(1) 事実認定

平成21年度及び平成22年度の高知県全域生活排水処理構想策定委託業務において、同年度に実施を予定していた事業の一部を平成21年度に実施するための変更契約を平成22年3月3日付けで締結していたが、支出負担行為の増額変更及び債務負担行為の減額変更の決議を同日に遡って、同年4月に行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、委託料の額を変更しようとするときは、支出負担行為決議書によらなければならないとする高知県会計規則第43条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

総務福利課 (監査日：平成22年8月6日)

(1) 事実認定

平成20年度及び平成21年度の2箇年事業として佐川町が実施した佐川中学校校舎・体育館改築工事に対する平成21年度高知県公立中学校耐震化促進事業費補助金において、年度当初に必要な補助事業者からの指令前着手届及び交付申請書の提出のないまま、平成21年7月に事業が完了していた。その後、交付申請書を提出させ、同年10月28日に交付決定を行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、2箇年事業に対する単年度ごとの補助金ではあるが、高知県補助金等交付規則及び高知県補助金等交付規則の運用について第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

4 その他の機関

以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている。別表の点について、上記2及び3の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう注意した。

秘書課 (監査日：平成22年8月20日)

政策企画課 (監査日：平成22年8月20日)

広報広聴課 (監査日：平成22年8月25日)

文書情報課 (監査日：平成22年8月24日)

法務課 (監査日：平成22年8月25日)

行政管理課 (監査日：平成22年8月25日)

人事課 (監査日：平成22年8月24日)

職員厚生課 (監査日：平成22年8月25日)

財政課

(監査日：平成22年8月24日)

税務課

(監査日：平成22年8月24日)

市町村振興課

(監査日：平成22年8月25日)

分権広域行政課

(監査日：平成22年8月24日)

統計課

(監査日：平成22年8月24日)

危機管理課

(監査日：平成22年7月27日)

地震・防災課

(監査日：平成22年7月27日)

消防政策課

(監査日：平成22年7月27日)

医師確保推進課

(監査日：平成22年8月6日)

国保指導課

(監査日：平成22年8月10日)

食品・衛生課

(監査日：平成22年8月10日)

地域福祉政策課

(監査日：平成22年8月10日)

高齢者福祉課

(監査日：平成22年8月11日)

児童家庭課

(監査日：平成22年8月10日)

福祉指導課

(監査日：平成22年8月11日)

資源・エネルギー課

(監査日：平成22年7月23日)

文化・国際課

(監査日：平成22年7月23日)

まんが・コンテンツ課

(監査日：平成22年7月27日)

県民生活・男女共同参画課

(監査日：平成22年7月27日)

私学・大学支援課

(監査日：平成22年7月23日)

鳥獣対策課

(監査日：平成22年8月10日)

人権課

(監査日：平成22年8月4日)

情報政策課

(監査日：平成22年7月27日)

計画推進課

(監査日：平成22年7月27日)

地域づくり支援課

(監査日：平成22年8月4日)

運輸政策課

(監査日：平成22年8月4日)

公共交通課

(監査日：平成22年8月4日)

商工政策課

(監査日：平成22年8月4日)

工業振興課

(監査日：平成22年8月4日)

新産業推進課

(監査日：平成22年8月6日)

経営支援課

(監査日：平成22年8月6日)

企業立地課

(監査日：平成22年8月6日)

観光政策課

(監査日：平成22年7月23日)

おもてなし課

(監査日：平成22年7月23日)

土佐・龍馬であい博推進課

(監査日：平成22年7月23日)

農業政策課

(監査日：平成22年8月18日)

農地・担い手対策課

(監査日：平成22年8月18日)

協同組合指導課

(監査日：平成22年8月18日)

環境農業推進課

(監査日：平成22年8月18日)

産地づくり課

(監査日：平成22年8月18日)

流通支援課

(監査日：平成22年8月18日)

農業基盤課

(監査日：平成22年8月20日)

競馬対策課

(監査日：平成22年8月18日)

林業環境政策課

(監査日：平成22年8月17日)

林業改革課

(監査日：平成22年8月17日)

木材産業課

(監査日：平成22年8月17日)

治山林道課

(監査日：平成22年8月18日)

環境共生課

(監査日：平成22年8月18日)

水産政策課

(監査日：平成22年8月20日)

漁業振興課

(監査日：平成22年8月20日)

合併・流通支援課

(監査日：平成22年8月20日)

漁港漁場課

(監査日：平成22年8月20日)

土木企画課

(監査日：平成22年8月11日)

建設管理課

(監査日：平成22年8月11日)

建設検査課

(監査日：平成22年8月12日)

用地対策課

(監査日：平成22年8月12日)

河川課

(監査日：平成22年8月12日)

防災砂防課

(監査日：平成22年8月12日)

道路課

(監査日：平成22年8月12日)

都市計画課

(監査日：平成22年8月12日)

住宅課

(監査日：平成22年8月12日)

建築指導課

(監査日：平成22年8月17日)

建築課

(監査日：平成22年8月17日)

港湾振興課

(監査日：平成22年8月17日)

港湾・海岸課

(監査日：平成22年8月17日)

会計管理課

(監査日：平成22年8月24日)

総務事務センター

(監査日：平成22年8月25日)

教育政策課

(監査日：平成22年8月4日)

幼保支援課

(監査日：平成22年8月4日)

小中学校課

(監査日：平成22年8月11日)

高等学校課

(監査日：平成22年8月10日)

特別支援教育課

(監査日：平成22年8月10日)

全国生涯学習フォーラム推進課

(監査日：平成22年8月12日)

文化財課

(監査日：平成22年8月6日)

スポーツ健康教育課

(監査日：平成22年8月11日)

人権教育課

(監査日：平成22年8月12日)

県議会事務局

(監査日：平成22年8月25日)

監査委員事務局

(監査日：平成22年8月27日)

人事委員会事務局

(監査日：平成22年8月25日)

労働委員会事務局

(監査日：平成22年8月25日)

警察本部

(監査日：平成22年8月27日)

別表

	注意事項	検討事項
収入を伴う事務の執行	11	2
支出を伴う事務の執行	32	4

契約事務の執行	29	7
財産・物品管理		
服務管理		
給与・旅費の支給事務	2	
庶務関係事務	7	
その他の事務の執行	17	12

入 札 公 告

旋盤の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付する。
平成22年10月26日

高知県教育長 中澤 卓史

1 入札に付する事項

- (1) 売払い物品の名称及び数量
旋盤 4台
- (2) 売払い物品の機種名及び台数
入札説明書による。
- (3) 売払い物品の引渡場所
高知県立高知東工業高等学校
- (4) 売払い物品の引渡期限
平成22年12月13日
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (1) この一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で当該事実があった日から2年を経過しないもの
 - (3) 公有財産に関する事務に従事する職員で地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当

するもの

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書に関する問い合わせ先

郵便番号780-0006
南国市篠原1590番地
高知県立高知東工業高等学校
電話番号088-863-2188
ファクシミリ番号088-863-6219

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間
平成22年10月26日（火）午前9時から同年11月9日（火）午後4時まで

イ 交付方法

高知県立高知東工業高等学校のホームページ（<http://www.kochinet.ed.jp/higashikogyo-h/>）からのダウンロードによる。

- (3) 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年11月9日午後4時までに（1）の契約条項を示す場所に持参又はファクシミリ（送信後、電話で着信を確認すること。）により提出すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時
平成22年11月26日（金）午前10時

イ 場所

南国市篠原1590番地 高知県立高知東工業高等学校小会議室

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

- (2) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 詳細は、入札説明書による。